

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	生活保護関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、生活保護関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関連事務
②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助を行うとともに、自立に向けた支援を行う。 ※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助オンライン資格確認に関する以下の事務を含む。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1 生活保護システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 4 レセプト管理システム 5 統合専用端末 6 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護個人基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 125, 128, 132, 141, 144, 151, 155, 158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部(社会福祉事務所)生活支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部(社会福祉事務所)生活支援課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2338
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認や適切な管理をしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・生活保護台帳の作成・保管 ・生活保護台帳の廃棄	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムは総合行政システムとは別のシステムで運用しており、情報照会を行うことができる端末や職員を最小限に限定している。医療システムについてはさらに照会職員を限定している。また、生活保護台帳の持ち出しを制限するとともに、施錠を徹底し、適正に管理している。さらに、内部研修の活用や会議の際に注意喚起を図り、個人情報の管理や漏洩防止についての対策に努めている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	番号法別表第2第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	伊津 芳彦	藤田 正	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2第9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	番号法別表第2第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	藤田 正	課長	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項	番号法別表第2第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	「条例」……………長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」……………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2第9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	番号法別表第2第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助を行うとともに、自立に向けた支援を行う。	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助を行うとともに、自立に向けた支援を行う。 ※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助のオンライン資格確認に関する以下の事務を含む。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 生活保護システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	1 生活保護システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 4 レセプト管理システム 5 統合専用端末 6 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年7月28日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年10月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助を行うとともに、自立に向けた支援を行う。 ※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助のオンライン資格確認に関する以下の事務を含む。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて保護を決定し、その最低生活保障のための各種扶助を行うとともに、自立に向けた支援を行う。 ※医療扶助の実施にあたっては、医療扶助のオンライン資格確認に関する以下の事務を含む。 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年4月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年4月25日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 「主務省令①」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年／内閣府／総務省令第5号） 「主務省令②」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年／内閣府／総務省令第7号） 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例（令和4年長岡市条例第48号）	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第15の項 主務省令①第15条	番号法別表第23の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第26の項 主務省令②第19条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第42の項	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー照会を行う際には、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、以下の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認や適切な管理をしており、人為的なミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・生活保護台帳の作成・保管 ・生活保護台帳の廃棄	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		生活保護システムは総合行政システムとは別のシステムで運用しており、情報照会を行うことができる端末や職員を最小限に限定している。医療システムについてはさらに照会職員を限定している。 また、生活保護台帳の持ち出しを制限するとともに、施錠を徹底し、適正に管理している。さらに、内部研修の活用や会議の際に注意喚起を図り、個人情報の管理や漏洩防止についての対策に努めている。	事後	重要な変更にあたらない項目